**平成２２年（フ）第５３号**
奈良県桜井市大字大西766番地
債務者　中森　昭子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第５８号**
奈良県天理市乙木町494番地
債務者　奥村有香子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第７２号**
奈良市都祁白石町1192番地の227
債務者　脇山　智博
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第５８１号**
徳島県板野郡藍住町徳命字名田54番地５
債務者　秋葉　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５８号**
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字正梶188番地２
債務者　松本　奈巳
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２１年（フ）第５９号**
徳島県阿南市福村町南筋22番地１　ディアコート弐番館Ａ103
債務者　荒川　善史
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２１年（フ）第３５６号**
釧路市若竹町８番４号
債務者　萩原　健司
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第３１号**
北海道釧路郡釧路町鳥通西10丁目10番地
債務者　澤田　秀幸
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第３５号**
栃木県佐野市犬伏新町1325番地３　３号棟、前住所栃木県佐野市赤坂町940番地10
債務者　川田　文彦
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第３９号**
栃木県佐野市新吉水町291番地３　レオパレスファミーユⅡ　105
債務者　渡辺　真江
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第１０６号**
川崎市川崎区渡田新町２丁目８番１号　高城第３アパート101
債務者　岡崎　則男
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第４１５号**
愛知県豊橋市松井町字松井176番地Ａ―201
債務者　鈴木　　明
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第３０００号**
横浜市戸塚区名瀬町1124番地
債務者　前田知恵子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１８５号**
横浜市港北区新吉田東１丁目34番36号
債務者　北山　和恵
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９２号**
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目13番６―401号　市営住宅
債務者　井手富佐子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９７号**
横浜市港南区大久保３丁目23番29号　日本合成アルコール株式会社上大岡社宅204号
債務者　吉田多佳子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３２２号**
神奈川県藤沢市藤沢232番地の１
債務者　森　真奈美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部